

学問の自由と揺らぐ基盤

中富公一

学問の自由とは、特定の権威や組織の利害から独立し、自らの専門的判断に基づいて真理を探究する権利である。給与生活者である大学教員にこの自由が保障されるのは、彼らが自らの「知的好奇心」に基づき、自然・人間・社会に対する人類の認識活動を担うという社会からの信託に応えることが期待されているからである。

この自由を支えるには、大学の制度的な自律性が不可欠である。1957年、米国のスウィージー事件連邦最高裁判決において、フラン克福ーター判事は補足意見で、「大学共同体における自由の不可欠性は、ほとんど自明である。大学の本来の役割は、熟考、実験、創造に最も適した雰囲気を提供することである」「大学には誰が講義をし、何が講義され、どのように講義が行われ、誰が受講するかを、アカデミックな根拠に基づいて自ら決定する」という「4つの本質的自由」があると述べた（言葉の玉手箱参照）。

これらは、日本国憲法第23条「学問の自由は、これを保障する」の具体的内容を構成するものとされ、日本の最高裁も東大ポポロ事件判決で基本的にこれを確認している。

大学は、学問的水準を維持しつつ教員の自由を保障する制度である。しかし大学評価や科研費採択に見られるようにその水準の担保は、大学の上に委ねられているわけではない。研究者や大学は社会に対する説明責任を負い、信託に込んでいるかどうかの検証も必要である。とはいえ、この「検証」や「説明責任」に名を借りた政府の介入は、学問を特定の利害や信条によって歪めるおそれがある。だからこそ、国家から独立した学問共同体の

存在が求められる。日本においてその拠点となったのが日本学術会議である。

最近、この学術会議を政府の管理下に置こうとする法案が可決された（広渡論文参照）。こうした介入は日本にとどまらず、国際的にも広がっている（隠岐論文参照）。さらに、学問の自由に最も敏感であるべき大学人の間にも、無理解や、時に意図的な攻撃が存在する（羽田論文参照）。

こうした攻撃が成功した戦前日本では、国民が軍による思想統制に誘導された。現在、科学技術分野で同様の構造的転換が進みつつある。運営費交付金が削減され、科研費は据え置かれる一方で、大規模な軍事研究予算が投入されている。その資金に依存せざるを得ない研究者は、守秘義務の下で研究発表の自由を制限され、人権も制約される。これは民間研究にも及ぶ（井原論文参照）。

憲法第26条は、すべての国民に教育を受ける権利を保障している。学問の自由があつてこそ、大学での質の高い教育が可能となる。しかし、現行の政策と予算再編は、地方国立大学にも深刻な影響を与えている。政府による財政支援という名のコントロールを通じて、学問の自由と知の再配分機能が脅かされている（原田・島論文参照）。また、大学教育に大きな役割を担っている非常勤講師の実態は、大学教育の質の低下を招きかねない（松村論文参照）。さらに、授業料の引き上げは、その権利を経済的に分断し、日本社会の亀裂を深めかねない（山口論文参照）。いま、学問の自由を支える基盤が大きく揺らいでいる。

（なかとみ・こういち：元岡山大学、憲法）